

旭川市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、旭川市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 旭川市長が指名する者
- (2) 北海道知事が指名する者
- (3) 旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者
- (4) 旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(会長及び監事)

第4条 交通会議に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 監事 2名
- 2 会長は旭川市の職員の中からこれを充て、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 構成員の互選により選任された監事は出納監査を行い、監査の結果を交通会議に報告する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議は、必要により座長を置くことができる。
- 5 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数（代理人を含む。）とする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に

支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 交通会議は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条の構成員その他交通会議が必要と認めた者で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的もしくは個別的に調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、旭川市総合政策部まちづくり推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(会計)

第10条 交通会議の運営及び事業実施に必要な予算編成、現金の出納その他会計に関し必要な事項は会長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、連携計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。